

★平成20年7月1日付料金改定の要旨

- ・滋賀県と他府県(京都府・大阪府・奈良県)の改定建築確認申請等手数料を別料金としました。
滋賀県の建築基準法第6条1項1号、2号、3号建築以外の確認申請で2,000㎡以下については従来より変更ありません。
申請に係る床面積の合計について、10,000㎡超で区分の変更を行いました。
- ・工作物等建築確認申請等手数料についても、改定を行いました。(全域適用です。)
- ・その他、構造計算判定の審査を要するものの別途手数料、京都府・大阪府・奈良県の対象面積100㎡以下の計画変更手数料、確認申請についての天空率、避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものの別途審査料、完了検査についての避難安全検証法による確認申請を行ったものの別途検査手数料について変更を行いました。
- ・改定建築確認申請等手数料、工作物等建築確認申請手数料は、平成20年7月1日受付分より適用させていただきます。
- ・改定中間・完了検査手数料、工作物等完了手数料は、平成20年10月1日受付分より適用させていただきます。
- ・上記料金改定日までに当社で事前審査の受付を済まされた物件の審査手数料は、旧手数料を適用いたします。

建築確認申請等手数料 一覧表《滋賀県》

申請に係る床面積の合計	建築基準法第6条1項 1号、2号、3号建築 以外の確認申請	建築基準法第6条1項 1号、2号・3号建築 の確認申請	中間検査 (中間検査を当機関 で受検された 完了検査)	完了検査	ポイント 数
100㎡以下	¥18,000.-	¥35,000.-	¥24,000.-	¥28,000.-	2P
100㎡超 200㎡以下	¥28,000.-	¥45,000.-	¥34,000.-	¥38,000.-	3P
200㎡超 500㎡以下	¥40,000.-	¥79,000.-	¥45,000.-	¥48,000.-	3P
500㎡超 1000㎡以下	¥69,000.-	¥115,000.-	¥75,000.-	¥78,000.-	6P
1,000㎡超 2,000㎡以下	¥100,000.-	¥210,000.-	¥130,000.-	¥150,000.-	10P
2,000㎡超 5,000㎡以下	¥300,000.-	¥380,000.-	¥250,000.-	¥260,000.-	10P
5,000㎡超 10,000㎡以下	¥450,000.-	¥500,000.-	¥340,000.-	¥360,000.-	20P
10,000㎡超 15,000㎡以下	¥550,000.-	¥580,000.-	¥420,000.-	¥430,000.-	20P
15,000㎡超 20,000㎡以下	¥600,000.-	¥650,000.-	¥470,000.-	¥490,000.-	20P
20,000㎡超 40,000㎡以下	¥750,000.-	¥750,000.-	¥540,000.-	¥580,000.-	30P
40,000㎡超 80,000㎡以下	¥800,000.-	¥900,000.-	¥650,000.-	¥700,000.-	30P
80,000㎡超	¥1,000,000.-	¥1,200,000.-	¥750,000.-	¥800,000.-	30P

建築確認申請等手数料 一覧表《京都府・大阪府・奈良県》

申請に係る床面積の合計	建築基準法第6条1項 1号、2号、3号建築 以外の確認申請	建築基準法第6条1項 1号、2号・3号建築 の確認申請	中間検査 (中間検査を当機関 で受検された 完了検査)	完了検査	ポイント 数
100㎡以下	¥37,000.-	¥60,000.-	¥50,000.-	¥53,000.-	2P
100㎡超 200㎡以下	¥53,000.-	¥80,000.-	¥60,000.-	¥62,000.-	3P
200㎡超 500㎡以下	¥80,000.-	¥115,000.-	¥85,000.-	¥90,000.-	3P
500㎡超 1000㎡以下	¥150,000.-	¥190,000.-	¥125,000.-	¥135,000.-	6P
1,000㎡超 2,000㎡以下	¥220,000.-	¥250,000.-	¥170,000.-	¥180,000.-	10P
2,000㎡超 5,000㎡以下	¥300,000.-	¥380,000.-	¥250,000.-	¥260,000.-	10P
5,000㎡超 10,000㎡以下	¥450,000.-	¥500,000.-	¥340,000.-	¥360,000.-	20P
10,000㎡超 15,000㎡以下	¥550,000.-	¥580,000.-	¥420,000.-	¥430,000.-	20P
15,000㎡超 20,000㎡以下	¥600,000.-	¥650,000.-	¥470,000.-	¥490,000.-	20P
20,000㎡超 40,000㎡以下	¥750,000.-	¥750,000.-	¥540,000.-	¥580,000.-	30P
40,000㎡超 80,000㎡以下	¥800,000.-	¥900,000.-	¥650,000.-	¥700,000.-	30P
80,000㎡超	¥1,000,000.-	¥1,200,000.-	¥750,000.-	¥800,000.-	30P

- * 大阪府・奈良県は検査手数料に遠隔地手数料として、別途 ¥20,000円を申し受けます。
- * 当社の中間検査済み物件の完了検査手数料は、対象となる面積の中間検査手数料と同額とします。
- * 構造計算が不要な型式認定の申請は、1号・2号・3号以外の手数料とします。
- * 1号・2号・3号以外で、構造計算書付の物件は、1号・2号・3号の手数料とします。
- * 上記手数料以外に、構造計算適合性判定手数料が、別途必要です。
- * 構造計算判定の審査を要するものは、判定手数料の他に別途手数料 ¥40,000円を申し受けます。
- * 構造計算の変更を伴わない計画変更は、1号・2号・3号以外の手数料とします。
- * 京都府・大阪府・奈良県の対象面積100㎡以下の計画変更については、¥20,000円とします(1号・2号・3号を除く)。
- * 型式部材等製造者認証物件については、滋賀県の手数料を適用します。
- * 一度申し受けた手数料はいかなる場合でも返還致しません。

その他、注意事項

<確認申請について>

- 1 天空率(道路・隣地・北側)の審査が必要なものは、別途審査料各¥10,000円を申し受けます。
- 2 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものは、別途審査料各¥30,000円を申し受けます。
- 3 既存建物の構造遡及適用物件に関しては、その遡及に係る面積の2分の1を加算して、申請床面積と読み替えて算定したものの手数料を申し受けます。
- 4 計画変更確認申請手数料は、原則として当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1として算定いたします。また、床面積の増加については、増加する床面積にて算定をいたします。
- 5 特定行政庁及び他の指定確認検査機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし手数料の算定を行います。
- 6 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に関連部分(同一棟)の床面積の2分の1を加算した面積を手数料算定面積といたします。
- 7 当機関にご申請頂いた物件を取り下げされ、再度同物件をご申請頂く場合の手数料は、新しい申請とみなして手数料表に定める金額を申し受けます。(減額はございません。)

<中間検査申請について>

- 1 中間検査申請手数料は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。中間検査対象面積は、特定工程までのすべての面積の合計といたします。
- 2 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 3 当機関で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、手数料表に定める確認審査手数料を加算いたします。
- 4 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2(千円未満の端数切上)を申し受けます。

<完了検査申請について>

- 1 避難安全検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、別途検査手数料¥40,000円を申し受けます。
- 2 当機関で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、手数料表に定める確認審査手数料を加算いたします。
- 3 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2(千円未満の端数切上)を申し受けます。
- 4 既存建物の構造遡及適用物件に関しては、その遡及に係る面積の2分の1を加算して、申請床面積と読み替えて算定したものの手数料を申し受けます。
- 5 計画変更該当する場合の追加説明書の提出については、計画変更手数料と同額の書類審査手数料を申し受けます。